

規 則

埼玉県立学校職員の人事評価に関する規則及び埼玉県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年二月十六日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第三号

埼玉県立学校職員の人事評価に関する規則及び埼玉県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

(埼玉県立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第一条 埼玉県立学校職員の人事評価に関する規則(平成十七年埼玉県教育委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

(会計年度任用職員の人事評価)

第十三条 地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員の人事評価の実施については、第四条から前条までの規定にかかわらず、埼玉県教育委員会が別に定める。

(埼玉県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第二条 埼玉県市町村立学校職員の人事評価に関する規則(平成十七年埼玉県教育委員会規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条を第十五条とし、第十三条の次に次の一条を加える。

(会計年度任用職員の人事評価)

第十四条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員の人事評価の実施については、第四条から前条までの規定にかかわらず、埼玉県教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。